

事業報告書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1 事業の概要

令和6年度は、世界的なインフレが沈静化に向かったこともあり、世界経済は失速することもなく推移したが、まだ欧米諸国では物価高による消費低迷や輸出停滞等を、また中国では長引いている不動産問題等を理由に、世界的に成長率はコロナ禍前の平均成長率を下回った状態が続いている。

日本経済であるが、令和6年春闘では33年振りの高水準の賃上げが行われ、インバウンド需要による観光業・小売業の回復等により、個人消費の回復も大いに期待された。しかしながら、内外金利差の拡大を背景とした円安の状況は継続され、また世界的な異常気象の影響から米・野菜等の農産物の価格も上昇したことから、エネルギー・食糧・日用品などの幅広い分野での値上げが続き、期待された消費の本格回復には至らなかった。

当センター再保証事業の大宗を占める住宅ローンを巡る環境では、令和6年度の新設住宅着工戸数は、賃貸用住宅が前年度比4.8%増の357千戸となったことを主因に、総計では前年度比2.0%増の816千戸となった。しかしながら、購入用住宅の着工戸数は、人件費・建築資材高騰など住宅価格は引き続き上昇傾向にあるため、持家住宅は同1.6%増に留まり、分譲住宅では同2.4%減となった。

J Aバンクにおいては、引き続き組合員・利用者の資金ニーズの捕捉による貸出強化や貸出体制の整備などに取り組み、令和5年5月から全J A共通の貸出業務の標準化・システム化に向けて「貸出システム」を随時導入している。農業信用基金協会および県農協（信用）保証センターにおいても、保証引受基盤の強化のため、J Aバンクの貸出システムと連携した全国統一の「保証審査システム」を、令和5年5月以降に計21県域で導入し、令和9年2月までに全県域で導入していく計画である。

再保証事業実績では、新規引受額は7,529億円となり、持家住宅の新設着工戸数は減少しているものの、住宅価格が上昇したことにより、前年度比242億円増と3期振りに増加に転じた。再保証残高は6兆9,522億円となり、前年度比では2,899億円増、伸び率は前年度とほぼ同水準の4.4%増となった。代位弁済は、平成21年度をピークに減少傾向にあったものの、令和4年度から増加に転じ、令和6年度は前年比2億円増の17億円となった。求償権残高は、償却が2年連続で増加したこともあり、前年度比2億円減の65億円と、リ

ーマン・ショック後の平成 22 年度から 15 年度連続して減少している。

その結果、従来から継続して実施している再保証料引下げ対応にて再保証料率は低下しているものの、再保証残高が増加したため、再保証料収入は前年度比微増の 38 億円を確保した。最終的な当期正味財産増減額は前年度比微減の 17 億円となった。

期中における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a 令和 7 年度のローン融資要項（統一版）等の見直しについては、J Aバンク中期戦略における「住宅ローンを中心とした J Aバンクローンの取組強化」の方針を踏まえ、他金融機関等との競争力・商品力強化の観点から、貸付限度額 2 億円対応、おまとめ住宅ローンの自 J A 既往目的型ローンの借換対応、リフォームローン貸付期間の最長 15 年から 20 年への延長等、多岐にわたる改正を実施した。
- b 「保証審査システム」の第四次導入県域（令和 6 年 9 月）および第五次導入県域（令和 7 年 2 月）の稼働に向け、課題を確認し、関係団体とその解消に努めた。また、導入県域の円滑な稼働に向けて、全国農業信用基金協会協議会を通じて幅広い動向・課題の把握に努めた。
- c 全国統一の「リスク計量化モデル」について、農林中央金庫における統一モデルのチューニングにかかる検討状況等を踏まえ、一部の協会にヒアリング・意見交換等を実施し、統一モデルの使用感等の確認を行い、課題解決に向けた検討を進めた。
- d ローン融資要項の在り方について、農林中金の「受付型チェックシート審査の合理化」にかかる検討内容等を踏まえ、課題等の整理を行うとともに、全国農業信用基金協会協議会と連携して、「保証条件の見直し等に関する全国専門部会」を開催し、全国に前広に情報の共有化を図った。
- e 再保証料率については、J Aリフォームローンにかかる資金別特例措置の適用期限が令和 7 年 3 月末に到来することとなっていたが、当センターの収支動向や住宅ローン市場の競争環境等を総合的に勘案の上、令和 10 年 3 月末まで 3 年間同条件にて継続することとした。
- f 会員からの代位弁済・求償権償却申請時の書類内容確認・ヒアリングや諸会議・研修会等を通じて、求償権の管理強化、代弁未然防止について会員と連携し、継続的な取り組みを強化した。

(2) 直接保証業務の対応

- a 新規引受を停止した直接保証業務の完全終了に向けて、残存する4地域の信連・JAの理解を得て、利用者に対して、代替商品への切替え等を推進した。その結果、令和6年3月末の4地域、口座保有者48名、実利用者14名が、令和7年3月末は、3地域、口座保有者15名、実利用者7名まで減少した。

(3) 内部管理態勢の充実・強化

- a コンプライアンスマニュアルに基づく職員研修および定期モニタリング、リスク管理基本方針に基づく令和6年度のリスク管理評価を実施した。
- b 保証システムについて、システムの維持・改善作業を通じて安定稼働を継続している。
- c 円滑な事務所移転を見据え、新事務所候補地の内覧等を行うとともに、移転作業を委託する業者の選定等を行った。
- d 文書管理の高度化に向けた取組みについて、電子化対象の紙文書の選定を完了した。併せて具体的な手法の検討を進め、7年度に業者を選定し、電子化に着手する予定。
- e 特例措置による再保証料率の引下げにあたっては、過去の事故率・回収率の分析に加えて直近の延滞状況や経済金融情勢等も踏まえて検討し、財務・収支面での経営リスクの把握に努めた。

(4) 会員との連携強化

- a WEB会議システムを活用した会員との直接的な意見交換を、引き続き積極的に行ったほか、実務的な打合せを主眼とした会員巡回訪問を、18地域で実施するなど、会員との連携強化に精力的に取り組んだ。
- b 「会員間ノウハウネット（NN51）」については、令和6年度は運営内容の見直しにより、表彰を従来の年2回から年1回の実施とし、6地域から8件（前年度は5地域から2回合計10件）の情報提供を受けた。

(5) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の令和5年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取組みを継続検討した。
- b 計画の実施状況に鑑み、有識者へのヒアリング等を行い、今後の対応を検討した。その結果、当面は計画変更せず、引き続き行政のスタンス等の情報収集を継続しつつ、計画を進めることとした。

2 主な処理事項

年月日	処 理 事 項
令和6年	
4. 2	会計監査人監査
5. 14	会計監査人監査 第49回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
5. 16	会計監査人監査
5. 21	会計監査人監査
5. 23	監事監査
6. 5	令和6年度第1回理事会 〔議案〕 <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案 : 令和5年度の求償権償却について ・第2号議案 : 求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第3号議案 : 準備金の基本財産への繰入(令和6年度の基本財産造成)について ・第4号議案 : 令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第5号議案 : 令和5年度公益目的支出計画実施報告書について ・第6号議案 : 第12回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第7号議案 : 会計監査人に対する令和6年度会計の監査報酬について 〔報告事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・「農業信用基金協会等に対する祝金贈呈基準」の改定について ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
6. 10	令和6年度第1回全国常務者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度業務報告書について ・令和5年度公益目的支出計画実施報告書について ・令和6年度の基本財産造成について
6. 21	第12回定時総会（後記3を参照）
6. 26	会計監査人監査
7. 29	会計監査人監査
7. 30	第50回農業信用保証保険事業・組織問題検討会

年月日	処 理 事 項
8. 5	令和6年度第2回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和6年8月5日 [議案] ・第1号議案：令和6年度第1回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第2号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について
8. 28	令和6年度第1回臨時総会（後記3を参照）
9. 17	会計監査人監査
10. 16	第51回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
10. 28	会計監査人監査
11. 11	会計監査人監査
11. 22	第52回農業信用保証保険事業・組織問題検討会
12. 9	令和6年度第3回理事会 [議案] ・第1号議案：1号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について ・第2号議案：再保証要項の一部改正について ・第3号議案：規程等の改廃にかかる権限について [報告事項] ・令和6年度上半期の業務実績概要 ・公益目的支出計画の進捗状況と当面の対応について ・代表理事の職務執行状況について
12. 16	会計監査人監査
12. 23	農業信用基金協会常勤役員会議 ・農業信用保証保険制度をめぐる諸情勢について ・農業信用保証保険事業の運営について ・再保証事業の運営について

年月日	処 理 事 項
令和7年	<p>1.20 会計監査人監査</p> <p>2.12 会計監査人監査</p> <p>第53回農業信用保証保険事業・組織問題検討会</p> <p>2.20 令和6年度第4回理事会 〔議案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：令和6年度第2回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第3号議案：再保証等寄託金規程の一部改正について <p>〔報告事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業実績見込みについて ・新事業所移転について <p>3. 3 令和6年度第2回全国常務者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業実績見込みについて ・令和7年度事業計画及び収支計画(案)について <p>3.13 令和6年度第2回臨時総会（後記3を参照）</p> <p>3.28 令和6年度第5回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和7年3月28日 〔議案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：宮崎県農業協同組合の加入承認について ・第2号議案：令和7年度の理事報酬について

3 総会

(1) 第12回定時総会（令和6年6月21日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	一会員 一会員 86会員 86会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・令和5年度公益目的支出計画実施報告書について 以上、意見・質問なし。			

(2) 令和6年度 第1回臨時総会(令和6年8月28日開催)

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	一会員 一会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：役員の補欠選任について ・第2号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

(3) 令和6年度 第2回臨時総会（令和7年3月13日開催）

会員数 (議決権数)	87会員 (87個)	出席会員数	本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計	一会員 一会員 87会員 87会員
議事の概要	○議案 ・第1号議案：令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について 以上、原案どおり議決された。 ○報告事項 ・なし			

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金	会員数	再保証等 寄託金
農業信用基金協会	47	3,470,290	—	9,000	47	3,479,290
農協(信用)保証センター	4	996,200	—	—	4	996,200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	32 (32) (3)	1,683,010 (1,660,330) (22,680)	— (△1) (△1)	— (△14,570) (△4,420)	31 (31) (2)	1,664,020 (1,645,760) (18,260)
農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 (3) (1)	85,060 (80,340) (4,720)	— (1) (—)	— (18,990) (—)	4 (4) (1)	104,050 (99,330) (4,720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)	— (—) (—)	— (—) (—)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)
計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	87 (87) (5)	11,234,560 (11,007,160) (227,400)	— (—) (—)	9,000 (13,420) (△4,420)	87 (87) (4)	11,243,560 (11,020,580) (222,980)

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した12県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	10(1)	1(0)	2(0)	9(1)
監事(うち常勤)	2(0)	0(—)	0(—)	2(0)
計	12(1)	1(0)	2(0)	11(1)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	9	4	2	11
女子職員	4	—	—	4
計	13	4	2	15

(注) 嘱託員及び出向者を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	364,100	6,366,416	22,373	653,525	385,925	372,087	6,634,016
教育資金(2号資金)	22,028	25,116	3,714	6,134	4,774	22,564	26,476
生活資金(3号資金)	293,085	260,175	41,494	93,028	70,868	292,251	282,335
事業資金(4号資金)	607	10,634	14	220	1,483	569	9,371
合 計	679,820	6,662,341	67,595	752,907	463,050	687,471	6,952,198

- (注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。
事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。
- 2 極度資金は極度額による。
- 3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
カードローン	48	22,500	—	—	15,000	15	7,500

- (注) 1 カードローンは極度額による。
- 2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	1,430	5,819	178	1,471	10,613	1,116	144	545	1,372	5,629
教育資金(2号資金)	138	43	31	14	857	4	19	7	144	46
生活資金(3号資金)	2,672	736	490	183	15,928	62	395	132	2,540	725
事業資金(4号資金)	12	114	-	-	132	3	-	-	11	111
合 計	4,252	6,712	699	1,668	27,530	1,185	558	684	4,067	6,511

- (注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。
- 2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。
- 3 回収件数は一部回収を含む件数である。
- 4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
カードローン	1	495	2	706	1	50	1	226	3	925

- (注) 1 回収件数は一部回収を含む件数である。
- 2 償却等には求償権の免除を含む。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,234,560	13,420	4,420	11,243,560
(うち再保証事業用)	(11,007,160)	(13,420)	(—)	(11,020,580)
(うち直接保証事業用)	(227,400)	(—)	(4,420)	(222,980)
繰 入 金	21,570,000	1,730,000	—	23,300,000
(うち再保証事業用)	(21,570,000)	(1,730,000)	(—)	(23,300,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	32,804,560	1,743,420	4,420	34,543,560
(うち再保証事業用)	(32,577,160)	(1,743,420)	(—)	(34,320,580)
(うち直接保証事業用)	(227,400)	(—)	(4,420)	(222,980)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	11,020,580	222,980	11,243,560
繰 入 金	23,300,000	—	23,300,000
準 備 金	13,335,280	30,754	13,366,034
合 計	47,655,860	253,734	47,909,594

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的の実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会へ出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。